

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 5 号

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 2 7 年相模原市条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項中「道路技能員が」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。